

戦後80年：社会保障制度をめぐる あゆみと教訓

芝田 英昭

(元立命館大学・元立教大学教授・水彩画家)



はじめに…社会保障を論じる上での基本的視点

- ・資本主義社会では、「自助」の前提は成り立たない ⇒ 「労働力」だけを切り売り
- ・国民は、常に「生活問題」を抱える ⇒ 生活の糧である賃金（労働力の価値）が減少したり、また支出が増えたりする
- ・生活問題を緩和・解決するのが社会保障制度
- ・憲法が謳う生存権・生活権を「保障する」のは当然「公」である
- ・社会保障を、公が国民を恩恵的・慈恵的に助けるとの「公助」の概念で捉えるのではなく、「人々の当然の権利を保障する制度」＝人権としての社会保障

1. 第二次世界大戦敗戦直後の社会保障政策

- ・第二次世界大戦敗戦 ⇒ 社会保障が本格的に創設・発展する機運が生まれた。
- ・社会保障は、直接的には戦前・戦中の救済制度等を引き継ぐものではなく、日本国憲法の理念と初期アメリカ占領軍の民主化政策に大きな影響を受けて成立
- ・初期の占領政策は比較的民主的に行われたが、1950年以降は朝鮮戦争による共産主義の拡大阻止を掲げ、右旋回

1) GHQの占領初期の対日政策と「(旧)生活保護法」の成立

- ・敗戦直後、飢餓状態にある人々が溢れていた ⇒ 1945年12月に「労働組合法」が公布され、労働者の権利が保障
- ・日本労働組合総同盟や国鉄労働組合総連合会などの労働組合が結成 ⇒ 労働組合は賃金の大幅改善と職場の民主化を求めて運動
- ・GHQは、1946年2月SCAPIN775『社会救済』を日本政府に指令 ⇒ 無差別平等、国家責任、公私分離の原則
- ・日本政府、1946年9月「(旧)生活保護法」公布・施行 ⇒ 国家責任と無差別平等を認め、実施機関を市町村長。「欠格条項」が存在し、依然として制限主義的な性格

2) 日本国憲法と社会保障の基礎構築

- ・マッカーサーは1946年2月、GHQ民生部に日本国憲法草案の作成を命令 ⇒ 国会での審議を経て大幅に修正。米国製憲法との見解は誤り
- ・憲法25条1項の「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」との文言は、GHQ草案には存在せず、国会審議により加筆

- ・25条2項も、国会審議において、国の積極的な努力として「社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と改善。日本国憲法は1947年5月3日に施行。その後の労働法規、社会保障立法や社会福祉法の整備に影響を与えた
- ・労働組合は、1947年2月1日に無期限のゼネラル・ストライキを計画 ⇒ マッカーサー、占領目的に違反する（経済要求を政治目的に）として中止命令 ⇒ 国民の反GHQ感情、日本政府批判を回避することを目的に、GHQは占領下日本の社会保障整備に動いた
- ・1947年に児童福祉法、1949年に身体障害者福祉法、1950年に（新）生活保護法が制定され、福祉三法体制の確立 ⇒ 社会保障制度の基礎が確立
- ・1948年12月、総理大臣直轄の「社会保障制度審議会」を設置 ⇒ 同審議会は日本の社会保障制度発展に大きく寄与
- ・同審議会は、1950年10月、政府に『社会保障制度に関する勧告』 ⇒ 日本国憲法の基本的人権規定に則って、国に社会保障の企画・立法を迫った。「生活保障の責任は国家にある」、また社会保障は、「すべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいう」と、社会保障の公的責任を明記

3) 1948年の社会情勢と「(旧) 優生保護法」成立の矛盾

- ・1948年12月、第二次世界大戦において多くの人命が奪われ人権が踏み躪られたことの反省 ⇒ 国連総会において『世界人権宣言』が採択
- ・1947年5月3日には平和とすべての者の平等を謳った日本国憲法が施行
- ・直後の5月には、戦後初の革新政権が誕生し、1948年10月吉田茂内閣が組閣されるまでの約1年半続いた
- ・1948年6月28日、「旧優生保護法」全会一致で可決・成立（施行1948年9月4日）
⇒ 医師である谷口弥三郎（後に日本医師会会長に就任）が、超党派の議員立法として提出
⇒ 社会情勢とは裏腹に、優生思想に基づき特定の障害・疾患を有する人を「不良」として、子孫を残さぬようにと強制的に中絶・不妊手術を行うことを容認。1996年に「母体保護法」に改正されるまでの約半世紀にわたり、障害者（障害の有無が不明な方も多数）に対して2万5千件以上の強制不妊手術、約5万9千件の人工妊娠中絶手術、合計8万4千件の手術が強制
⇒ 2025年7月22日、旧優生保護法保証金支給法33条に基づき「旧優生保護法問題検証会議」設置。
2025年10月1日、第一回検証会議開催

4) 体系的社会保障成立の第一歩「(新) 生活保護法」の成立

- ・1949年9月、社会保障制度審議会『生活保護制度の改善強化に関する件』を政府に勧告 ⇒ ①保護基準は「健康で文化的な生活を営ませる程度」、②申請者の「保護請求権の明示及び不服申立てを法的に保障」、③保護の「欠格条項」を明確化する、を示した
- ・政府は、同勧告の趣旨に鑑み、1950年5月に（新）生活保護法を制定した。憲法の生存権・生活権に則り、無差別平等、公的責任、必要充足、最低生活の保障、自立助長を原則

2. 高度経済成長と社会保障の基盤形成

1) 冷戦構造の激化と皆保険・皆年金体制確立

- ・1950年6月「朝鮮戦争（韓国戦争）」勃発 ⇒ 日本は戦争特需による好景気に湧き、1955年には経済成長率が10%を超え高度経済成長の絶頂期。政府は1956年、「もう『戦後』ではない」と宣言
- ・「55年体制」 ⇒ 1955年10月に右派・左派に分裂していた日本社会党が統一を果たした。同11

月、当時の自由党と民主党が保守大合併を果たし「自由民主党」を結成

- ・完全雇用を基軸とした「男性は労働、女性は家事・育児に専念」させるとする歪な資本主義社会を構築。既存の医療保険・年金保険も被用者を基本とし、そこから外れる被扶養家族・自営業者をカバーする社会保険の創設が求められた

- ・1961年「皆保険・皆年金体制」の構築 ⇒ 1958年12月「（新）国民健康保険法」を公布。1961年に全国の市町村で国民健康保険事業が開始され、1959年4月には「国民年金法」が公布（1961年4月施行）

- ・皆保険・皆年金体制構築に労働組合が果たした役割⇒ 1958年9月、総評等の労働組合、民主団体、一般大衆団体、市民団体が結集して、社会保障関係の全国センター組織「中央社会保障推進協議会（中央社保協）」を設立。現在、全ての都道府県に地域社保協を持つ組織、正に社会保障運動のセンターとしての機能を果たしている

2) 「朝日訴訟」が社会保障改善に与えた影響

- ・1957年8月、「朝日訴訟」⇒ 朝日茂氏は、生活保護を受給していたが、その額が憲法25条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」である生存権に違反するとして、厚生大臣を相手に提訴した行政訴訟。「人に値する生存権とは」を巡って争われ「人間裁判」と呼ばれ、社会保障訴訟としては日本初の裁判闘争

- ・1960年10月、朝日訴訟第一審判決 ⇒ 「憲法25条は国民に具体的に保障する権利であり、国がこれを実現する義務がある」と原告勝訴

- ・1963年11月、第二審判決 ⇒ 東京高裁は「最低生活水準の判断は厚生大臣の広範な裁量に委ねている」として原告逆転敗訴

- ・1967年5月、最高裁判決 ⇒ 「原告が死亡、養子による訴訟継続は認めない」として裁判終結。裁判長は「念のため」として、「何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生大臣の合目的な裁量に委されている」として東京高裁の判決支持

- ・朝日訴訟は、裁判闘争を通して、社会保障は政府による恩恵ではなく、国民の権利であることを確認。さらに、人間らしい生活とは何か、その尊厳は何かを問うたことで、多くの国民の共感を呼んだ社会保障運動となった

- ・第一審判決後の1962年8月、社会保障制度審議会は『社会保障制度の総合調整に関する勧告（62年勧告）』を政府に提出。「皆保険、皆年金によって全国民をいずれかの制度に加入させる」だけではなく、社会保障制度を通じて「全国民に公平にその生活を十分保障するものでなければならない」との文言があり、朝日訴訟及びその支援運動から影響を受けた

3. 1960年代後半から1970年代…自民党長期政権と革新自治体の誕生

- ・1960年代、公害の発生 ⇒ 高度経済成長期の下で生産性向上に追われ、工場等からは有害物質が排出、多くの周辺住民が公害病を発症。国民が危機感を抱く中で、政府はやっと1967年8月に「公害対策基本法」を施行

- ・国民生活を脅かす「公害」の発生、朝日訴訟による「生存権運動」が盛り上がり、さらに国連による「人種差別撤廃条約」採択（1965年12月）、「国際人権規約」採択（1966年12月）も、日本の政治状況を変化させた

- ・1955～1993年と自民党長期政権下 ⇒ 地方自治体では大都市部を中心に革新自治体が誕生（1963年の統一地方選挙では82都市で革新自治体誕生）

- ・革新自治体 ⇒ 開発優先政策から福祉優先政策への転換、その後の国の社会保障政策にも大きな影

響を与えた

- ・1973年2月、『経済社会基本計画～活力ある福祉社会のために～』閣議決定⇒「活力ある福祉社会建設のための整合性のある政策大綱を示し、国民福祉の充実と国際協調の推進を実現するための路線を明らかにすることである」、とした「福祉元年」の始まり
- ・福祉元年⇒1973年1月「老人医療費支給制度」実施、10月には保険給付に伴う一部負担の月上限を決めた「高額療養費制度」導入

4. 1980年代の社会保障…臨調行革と消費税導入

- ・オイル・ショック⇒1973年と1979年、2度のオイル・ショック。低経済成長へ
- ・1981年3月、「第二臨時行政調査会」設置⇒「増税なき財政再建」を掲げ行政改革を推進。最終答申では、今後の日本の目指すべき二大目標として、「活力ある福祉社会の建設」と「国際社会に対する積極的貢献」を提唱する
- ・臨調行革路線における「国際社会に対する積極的貢献」は、貢献との名の下に、米国追従の軍拡路線⇒1986年からは異常なバブル景気が始まる中で、政府は1987年1月「今後の防衛力整備について」を閣議決定し、“防衛費GDP1%枠を撤廃”

1) 臨調行革路線と社会保障カット

- ・生活保護「水際作戦」⇒臨調行革路線下、最初に生活保護を槍玉に。1981年11月厚生省123号『生活保護の適正実施の推進について』を通知
- ⇒「水際作戦」と呼ばれ第三次生活保護適正化開始。新規申請者だけでなく生保受給中の者も含めて、福祉事務所が行ういかなる調査にも同意する「同意書」をとり、扶養義務調査や資産の再調査が行われた。その結果、1985年以降、生活保護率は急激に低下
- ・1983年2月「老人医療無償」廃止⇒臨調行革路線の下で、1983年2月に老人保健法施行をし、老人医療無償を廃止し、生活保護を含む社会保障・社会福祉全般の国庫負担削減
- ・1983年「医療費亡国論」⇒臨調行革路線は、医療費抑制を前面に打ち出し、健康における自己責任を明確に。厚生省保険局長吉村仁は、1983年3月雑誌『社会保険旬報』で、「このまま医療費が増え続ければ、国家がつぶれるという発想さえ出てきている。これは仮に医療費亡国論と称してこう」と、いわゆる医療費亡国論を現職の官僚が公言
- ・1985年5月、福祉国庫補助の一律カット⇒国庫補助金の補助率1割カットを目的とする特例法が成立。国の補助率が2分の1を超える高率補助金（41件）原則1割カットを1985年度だけの暫定的措置として実施、国庫補助率は8割から7割に
- ・1986年5月、「国の補助金等の臨時特例等に関する法律」成立⇒生活保護国庫補助率は7.5割に回復したが、その他の社会福祉関係国庫補助は1/2に大幅に引き下げ。1985年度限りの暫定措置とした国民への約束を破り、補助金削減が1986年度から1988年度にわたって延長、いまだ継続

2) 消費税導入と社会保障目的税化の矛盾

- ・1988年12月、消費税法案を含む「税制改革法」成立⇒税制改革法の5条では「国及び地方公共団体は、今次の税制改革の趣旨及び方針にかんがみ、福祉の充実に配慮しなければならない」との一文を挿入し、消費税収があたかも社会保障に充当されるかのように偽装
- ・政府は1989年4月より社会保障への具体的な支出を示さないまま消費税導入を図った
- ・1989年7月参議院選挙、自民党大敗⇒消費税に対する国民の不満として現れ。自民党は、国民の消費税に対する不満を解消すべく、消費税導入の趣旨を踏まえ、高齢者の保健福祉の分野における公

共サービスの基盤整備を進める」とする『高齢者保健福祉推進10カ年戦略（ゴールドプラン）』を10日間で急造

・1989年12月、冷戦の終結 ⇒ 米ソ両首脳がマルタで会談、「連戦終結」を宣言

5. 1990年代の社会保障・・・新自由主義による社会保障理念改革

・1990年6月、老人福祉法等8法改正

・1995年7月、社会保障制度審議会『社会保障体制の再構築（95年勧告）』21世紀を目前に社会保障の理念の構造改革 ⇒ 「国民は自らの努力によって自らの生活を維持する責任を負うという原則が民主社会の基底にある」自己責任論を前面に打ち出し、国家責任を捨象する新自由主義構造改革の方向性を明確に

6. 2000年代初頭の社会保障基礎構造改革

・2000年5月、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」2000年6月一部施行、2003年4月全面施行。社会福祉事業法をはじめ関連8法改正

・社会福祉事業法は「社会福祉法」へ改称 ⇒ ①措置制度解体から契約制度への転換、②財界からの要請に応える形での社会福祉サービス提供における公的責任の放棄、および社会福祉の市場化、③公的財政支援の縮小

1) 介護保険導入…契約制への転換は、社会福祉「商品化」の第一歩

・1994年に、厚生省に高齢者介護対策本部が設置 ⇒ 「介護保険制度」の検討開始

・1996年1月、「自民・社会・さきがけ連立3党」内閣発足合意書 ⇒ 「介護保険制度創設」を明記。

1997年12月「介護保険法」が公布され2000年4月より施行

・介護保険法施行 ⇒ 高齢者介護分野の指定居宅サービス事業に株式会社等の「営利企業」の参入許可

・2000年3月、厚生省児童家庭局児発第295号通知により「保育所設置に係わる主体制限の撤廃」⇒ 保育所の設置が営利企業等に開放

・厚生労働省は、2002年度より老人福祉施設であり設置主体が自治体・社会福祉法人等非営利組織に限定されていた「ケアハウス」に、営利企業参入許可

・営利企業の社会福祉分野への参入は「財界」からの要請 ⇒ 1996年9月、日本経団連『社会保障制度改革の必要性和高齢者介護に関する我々の考え方』発表、同文書では社会福祉分野は「経済的な規制は原則自由とし、新産業・新事業として位置づけることが効果的なサービスの提供につながる」と、利潤追求の「新産業」と位置付けた

・営利企業には“撤退の自由” ⇒ 利用者がいても不採算であれば、倒産・撤退も

2) 新自由主義的改革の先鋭化と社会保障改革の行方

・2003年6月、社会保障審議会『今後の社会保障改革の方向性に関する意見』⇒ 社会保障を「成長産業として大きな雇用創出が期待でき、かつ、内需拡大に資する」、「民間活力をどのように組み合わせていくのか」という点も、経済の活力を維持するために重要」

⇒ 新自由主義的社会保障改革に資する方向性

・2003年6月、『経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003』閣議決定 ⇒ 「医療・福祉・教育・農業など、官の関与の強いサービス分野の民間開放を促進することにより、消費者・利用者の選択肢の拡大を通じた多様なサービス提供を可能とするとともに、新規需要と雇用の創出を加速化する」

- ・2001年4月、「総合規制改革会議」設置 ⇒ 規制改革の方向性を明確化
- ・2003年7月、『規制改革推進のためのアクションプラン・12の重点検討事項に関する答申』
- ⇒ 混合診療に関しては、部分的ではあるが「保険外併用療養」（2006年導入）として実現⇒ 2003年施行の労働者派遣法改正で、病院、診療所、助産所等を除く施設（特別養護老人ホーム、訪問入浴、デイサービスなど）への医師、看護師等の派遣が原則として解禁
- ⇒ 医薬品の一般小売店における販売は、2009年施行の「改正薬事法」により調剤を行わない薬局・ドラッグストア（店舗販売業）で、要指導医薬品と一般用医薬品を販売
- ⇒ 幼保一元化は、2006年10月「認定こども園法」施行により実現
- ⇒ 2003年6月「職業安定法改正」により、2004年3月より地方自治体も国への届けにより無料職業紹介事業を実施できる。同法の施行で、民間事業者による職業紹介事業所の開設・運営手続きの簡素化

7. 民主党政権下「社会保障と税の一体改革」の下地を作る

- ・2009年9月に民主党を中心とした「非自民・非共産連立内閣」誕生
- ・民主党政権では、自民政権での社会保障費自然増から毎年2,200億円削減するとの方針が撤廃
- ・小泉政権下で、生活保護の老齢加算は2004年度から段階的に削減され2006年3月に全廃され、母子加算は2005年4月から段階的に削減され2009年3月には全廃
- ・老齢加算、母子加算廃止は違憲・違法として全国10カ所の裁判所で提訴され、母子加算については、2009年12月から「復活」。これは、民主党政権下の一定の成果。しかし、老齢加算については裁判闘争が全国的に盛り上がったにも関わらず復活ならず
- ・2012年2月、民主党政権は『社会保障・税一体改革大綱』を閣議決定し、同年6月20日には「社会保障制度改革推進法案」を提案。同年6月21日に民主党・自民党・公明党により『三党確認書』が交わされ、大幅な修正のもと同8月に同法が成立 ⇒ 自助と自己責任が原則で、それを共助によって支えることを社会保障の理念に据えた
- ・改正消費税法1条2項、消費税収は「年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てる」として、消費税の「社会保障目的税化」を達成
- ・政治場面において野党が消費税減税を呼びかけても、自公政権はこの条項を盾に消費税減税には全く応じようとしなない。消費税は、2014年4月から8%、2019年10月からは10%（食料品や新聞は軽減税率適用で8%）

8. アベノミクスと社会保障改革…軍拡と社会保障破壊

- ・安倍政権は2013年6月に、企業が儲かれば、その恩恵はいずれ零の如く国民に滴り落ちるとする「トリクルダウン」理論を援用した『日本再興戦略』を発表 ⇒ 基礎となる経済政策はアベノミクスと呼ばれたが、市場の規制緩和と競争激化をもたらした国民生活は豊かになるところか、ますます疲弊
- ・同戦略発表後、2013年8月から3年間に渡り物価の下落を反映するなどとして、生活扶助基準を段階的に引き下げ、支給額を最大で10%引き下げ断行
- ・2014年からは、生活保護基準引き下げに対して、全国29地裁31件が提訴され「いのちのとりで裁判」闘争開始
- ⇒ 2025年6月、最高裁第三小法廷において、国に賠償は命じなかったものの、減額を「違法」とする初の統一判断。しかし、政府はこの件に関して謝罪や、生活保護費を遡及して補償するとの政策を打ち出していない
- ・2013年12月、「社会保障プログラム法」可決・成立 ⇒ 「政府は、住民相互の助け合いの重要性

を認識し、自助・自立のための環境整備等の推進を図る」とし、社会保障における国の役割を「環境整備」へと矮小化。その本当の狙いは、国民に「自助・自立を強いる社会保障観」を植え付けること

1)介護保険に住民参加型サービス導入

・2015年4月1日に施行された「改正介護保険法」⇒①地域包括ケアシステムの構築、②一定以上の所得者に一部負担を2割に引き上げる、③高額介護費サービス費上限を引き上げ、④「要支援」サービスの市町村移管、⑤特別養護老人ホーム入所は原則要介護度3以上に限定等で、介護保険導入以来の「介護費用の適正化」実施

・「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」は、高齢者が要介護状態にならないように総合的に支援するとして創設され、2017年4月からはすべての自治体で実施されている。しかし、その実施主体は、「住民等の多様な主体」が参画するとして、ボランティア等の非専門家に任せる方向が鮮明⇒介護保険の理念からは逸脱し、介護給付費の削減を鮮明に

2)安倍政権の基本にあった戦争国家への野望

・安倍政権は2014年7月、『国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』を閣議決定し、集団的自衛権容認に

・2015年5月、集団的自衛権の行使容認と自衛隊活動範囲の拡大を盛り込んだ「戦争法関連2法案（安保法制関連法）」を閣議決定、翌衆議院に提案

・憲法9条で認められていない「集団的自衛権」を解釈改憲し、戦争に道を開く戦争法案に反対する国民の怒りは頂点に達し、2015年8月30日午後には、国会周辺に10万人以上の人が集まり、「戦争法案今すぐ廃案！」との抗議活動を繰り広げたが9月17日に成立

・2015年8月には、戦後70年安倍談話を閣議決定しが、日本が「国策を誤り」、「植民地支配と侵略」を行ったという「村山談話」に示された歴史認識には触れず、「反省」と「お詫び」も過去の歴代政権が表明した事実には言及したが、安倍首相自らの言葉では語らなかった

3)安倍政権の全世代型社会保障の本質

・安倍首相、2017年9月「全世代型社会保障への転換」を打ち出し、世代間の公平論の観点から社会保障改革の姿勢を鮮明に

・社会保障制度改革推進法に基づき「社会保障制度改革国民会議」が設置、2013年8月に『確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋（報告書）』を政府に提出⇒「全世代型の社会保障に転換する」とするとし、社会保障における高齢者へのなお一層の負担を求めた

・2017年3月、「自民党2020年以降の経済財政構想小委員会」は、『こども保険の導入-世代間公平のための新たなフレームワークの構築-』を発表⇒こども保険は、「こどもが必要な保育・教育等を受けられないリスクを社会全体で支えるので、年金・医療・介護に続く社会保険として『全世代型社会保険』の第一歩となる」とし、最終的には社会保障全てを「社会保険」に統合しようとする構想

・2019年9月、「全ての世代が安心できる社会保障改革」を掲げ、「全世代型社会保障検討会議」設置を公表。その後、検討会議は中間報告を公表

⇒「現役並み所得の方を除く75歳以上の後期高齢者医療の負担の仕組みについて、負担能力に応じたものへと改革していく必要」と、高齢者をターゲットに負担増方針を明確に

⇒「平均寿命の伸びを上回る健康寿命の延伸へ向けた予防・健康造りの強化、セルフケア・セルフメディケーションの推進、ヘルスケアリテラシーの向上」と、医療保険給付から保険給付外での健康

維持増進への転換

⇒ 介護保険に「介護サービスと保険外サービスの組み合わせに関するルールの明確化」との文言で混合介護の推進を明確化

⇒ 年金制度改革、「年金受給開始時期について、その上限を75歳に引き上げる」として、現在70歳までの支給年齢選択を75歳まで遅らせる方針を鮮明に

・2020年3月、新型コロナウイルス感染症パンデミック

9. 菅政権、岸田政権、石破政権の社会保障…保険原理の強化

1) 全世代型社会保障の目指す方向

・2020年12月、全世代型社会保障検討会議は『全世代型社会保障改革の方針（最終報告）』を菅首相に提出

⇒ 「自助・共助・公助そして絆である。まずは自分でやってみる。そうした国民の創意工夫を大事にしながら、家族や地域で互いに 支え合う。そして、最後は国が守ってくれる」、つまり生活が行き詰まらない限り「公」は登場しない

⇒ 国民の生命・生活を保障するのが社会保障であるとする人権思想はない。コロナ禍で国民生活に展望が見えてこない状況ですら、自公政権は、国民に「自助」を強いた

・岸田政権では、2021年11月に全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するとして全世代型社会保障構築会議を設置し、2022年5月には、同会議は『議論の中間整理』を公表

⇒ 「社会保険を始めとする共助について、包摂的で中立的な仕組みとし、制度による分断や格差、就労の歪みが生じないようにすべき」であり、「将来世代へ負担を先送りせずに、能力に応じて皆が支え合うことを基本」

⇒ 地域共生社会を構築するために、「地域課題の解決のために住民同士が助け合う『互助』の機能を強化していく」と強調

2) マイナンバー・カードと監視国家

・2022年2月、ロシアがウクライナ侵攻開始 ⇒ 冷戦終結後最大の軍事侵攻

・2022年10月、河野太郎デジタル大臣が「マイナ保険証に移行」を発表し、2024年12月に健康保険証を廃止し、マイナ保険証に一本化推進

⇒ マイナンバー・カードの取得が、当初は進まなかったことを危惧し、マイナンバー・カードに「常時携帯する保険証」に紐付けすることで取得促進を狙った

・何故、国民にマイナンバー・カードを取得させたいのか

⇒ 政府が国民の個人情報を得たいから。一旦、政府に、マイナンバーに紐づける個人情報の選択権限を無制限に与えてしまえば、その範囲は際限なく拡大する。「政府にとって、好まざる者を排除する」上でも、個人情報を収集することは利益にかなう

⇒ 国民の個人情報の集積は、大きく「経済的利用」にも供される。経済的利用とは、個人情報は、商品開発や宣伝においては貴重なビッグデータであり、企業にとっては莫大な経済的利益を生み出す「打ち出の小槌」

3) 『こども未来戦略方針』の罫

・2023年5月、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が公布 ⇒ 子ども・子育て支援の拡充、高齢者医療を全世代で公平に支え合うための高齢者医療制度の見直し、医療保険制度の基盤強化、医療・介護の連携強化及び提供体制等の基盤強

化を行うとした

- ・2023年6月、『こども未来戦略方針』閣議決定。3つの基本理念①若い世代の所得を増やす、②社会全体の構造・意識を変える③全ての子ども・子育て世帯を切れ目なく支援する

⇒ 財源は「目にみえる増税」ではなく、「企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み（「支援金制度」）」を創設。「社会保険の賦課・徴収ルールを活用する」。また、「こども金庫」を創設し、「保険料収入」は全額が同金庫に納付され、こども・子育て政策にのみ支出される。「子ども・子育て支援金制」は2026年4月からスタートする。2017年3月に自民党の小委員会が提案した「こども保険」の焼き直しであり、社会保障のすべてを保険化する思惑が透けて見える

おわりに…戦前回帰の「能動的軍事国家」に道を開くのか

- ・石破首相は所信表明演説で「国家安全保障戦略等に基づき、我が国自身の防衛力を抜本的に強化すべき」とし、能動的軍事国家に道を開くことを宣言した。

- ・防衛省の2026年度の概算要求は8兆8,456億円と過去最高を更新。米軍再編経費など年末の予算編成時まで確定しない金額を含めると9兆円を超える。また、防衛省後年度負担（軍事ローン）は、2026年度概算要求で16兆1632億円に上った。単年度国家予算では見えにくい「軍事ローン」を無秩序に増額することは、国民にとって防衛費の全体像を掴みにくくし、容易に防衛費を増額することを許してしまう

- ・2025年7月20日に投開票のあった参議院選挙では、自公が参議院でも過半数を割り込み、参政党、保守党などの排外主義を掲げる政党が躍進

- ・2025年9月7日、石破首相は、「自民党総裁退陣」意向を表明した。

- ・10月4日、高市早苗が女性初の自民党総裁に当選。10月21日に、臨時国会において高市は首相に選出

⇒ 夫婦別姓に消極的で自民党の中でも最右翼を自認。ジェンダー平等に後ろ向き、アジア諸国との関係も危惧

- ・今後日本は、人を生かす「社会保障」はますますカットされ、人を殺す「軍事費」を増額する方向を目指すのか。国民や国を守るのは、軍事費の増強ではなく、平和憲法を活かし積極的な対話外交を通じて戦争をしない国を目指し、「社会保障強国」になることでは

- ・戦後80年、「平和憲法」を堅持したことが、他国と一同も戦わずに済んだことを再確認すべきでは

- ・地球上の生物の多くは、環境に順応することしかできない。しかし唯一人間は、自らの置かれた社会環境を作り変えることができる。その唯一無二の知恵を、欲望のままに富を蓄積し人を殺す道具や戦争の為に使うべきなのか。地球を守る責任ある立場の人間として今一度考えよう

- ・高齢者が生きがいを持って暮らせる社会を構築すること = 若い世代にとって「将来の自分」に希望が持てる ⇒ 全世代型社会保障路線は「世代間対立を煽り」社会を崩壊させかねない

（おわり）